

# 介護予防支援等重要事項説明書

## 1. あんしんすこやかセンター(指定介護予防支援事業者)の概要

### (1) あんしんすこやかセンター(指定介護予防支援事業者)のサービス提供地域等

事業所名	上北沢あんしんすこやかセンター
所在地	東京都世田谷区上北沢4-32-9上北沢まちづくりセンター内
電話・FAX	TEL 03-3306-1511 FAX 03-3329-1005
指定介護予防支援事業者番号	1301200059
サービスを提供する地域	世田谷区上北沢1～5丁目、八幡山1～3丁目

### (2) 同事業所の職員体制(兼務有)

	常勤	業務内容	
管理者	1名	管理	従業者及び業務の管理を行います
担当職員	7名以上 (管理者含む)	指定介護予防支援	指定介護予防サービス作成等の支援を行います。

### (3) 営業時間

月～土曜日 午前8時30分～午後5時

※日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休業

### (4) 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：03-3306-1511(月～土曜日 午前8時30分～午後5時)

担当：上北沢あんしんすこやかセンター 管理者 笠原 康右

## 2. 利用料金

### (1) 利用料

要支援認定又は事業対象者認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接、当事業者に支払われない場合、1ヶ月につき、次に示す金額をお支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日世田谷区の窓口へ提出しますと全額払戻しを受けられます。

なお、上記所定の金額が、介護報酬の関連法令・通知の改正等により、変更された場合には、改訂後の金額をいただきます。

・介護予防サービス計画費	5,038円
・介護予防ケアマネジメント費	5,038円

なお、利用者の状況により、以下の加算が算定される場合があります。

・初回加算	3,420円
・委託連携加算	3,420円

### (2) 交通費(介護予防支援のみ)

前記2の(1)の通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に、担当職員がお訪ねする場合は、交通費の実費が必要です。

### (3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切解約料はかかりません。

## 3. サービス計画の作成等の委託について

当事業者は、介護予防サービス計画等の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う業務及びこれらに付随する事務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。この場合、委託先の事業者名等をお知らせします。

## 4. 介護予防支援等の利用方法

### (1) 介護予防支援等利用の開始

まずは、あんしんすこやかセンターにご相談ください。あんしんすこやかセンターか委託事業者の職員がお伺いします。契約を締結した後、介護予防支援等の提供を開始します。

### (2) 介護予防支援等の終了

#### ①ご利用者の都合で介護予防支援等を終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

## ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に介護予防支援等を終了いたします。

- ・ご利用者が介護予防支援等を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始された場合
- ・介護予防支援等を受けていたご利用者が要介護・要支援認定区分において、要介護と認定された場合(事業対象者としてサービスを受けていたご利用者の場合は、要介護と認定され、介護給付サービスの利用を始めたとき)
- ・基本チェックリストにおいて、事業対象者と認められない場合
- ・ご利用者が当事業所の管轄地域から転居された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

## ③その他

ご利用者やご家族などが、当事業者や当事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(故意による暴言・暴力行為、ハラスメント行為等)を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

## 5. 介護予防支援等の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

### (1) 申込受付・契約締結

契約書・重要事項説明書等を説明し、同意を得たうえで、契約締結します。

### (2) アセスメント

ご利用者の状況把握・課題分析をします。ご利用者の状況を踏まえ目標や具体的な支援策を提案します。

### (3) 介護予防サービス計画等原案の作成

アセスメントの結果を基に介護予防サービス計画等原案を作成します。作成に当たっては、ご利用者の希望に応じて、複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介や、介護予防サービス計画等に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由を説明し、サービスを総合的に組み合わせ提供します。

### (4) サービス担当者会議

原案をもとに、ご利用者及びそのご家族、サービスにかかわる担当者等でサービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画等を全員で共有します。

### (5) 介護予防サービス計画等の交付

ご利用者及びそのご家族に介護予防サービス計画等の内容や指定介護予防サービス等の利用料について説明し、利用者から同意をいただきます。

同意後、利用者へ介護予防サービス計画書等を交付します。

### (6) サービス提供

介護予防サービス計画書等に基づき適切にサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

### (7) モニタリング

ご利用者及びそのご家族、指定介護予防サービス事業者等との継続的な連絡による月に1回のモニタリングと3ヶ月に1回は、利用者宅に訪問、面接することにより、サービスの実施状況の把握や経過記録を実施します。

### (8) 評価

計画の達成状況や効果、目標達成状況を評価します。

### (9) 計画の変更

ご利用者の状況に変化があった場合やご利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合、関係者等が介護予防サービス計画等の変更が必要と判断した場合には、ご利用者との合意の上、介護予防サービス計画等の変更を行います。

### (10) その他

医療機関とのスムーズな連携を図るため、ご利用者には、病院又は診療所に入院した場合には、担当職員の氏名及び連絡先を病院又は診療所にお伝えいただくようお願いします。

## 6. 当事業者の特徴等

### (1) 運営の方針

ご利用者の人権を尊重し、ご利用者の立場に立って援助を行い、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう公正中立な立場で行います。

ご利用者がいつも安心して生活を送ることができますよう、関係自治体や保健・医療・福祉サービスの提供機関と密接な連携を図ります。

### (2) 介護予防支援等の実施概要等

当事業団では、二次アセスメントシート等を使用し、ご利用者が自立した生活を営む上で解決しなければならない課題の把握と分析を行います。

生活機能の維持・改善を目指し、ご利用者・ご家族と相談しながら、ご利用者ができることを最大限に引き出すことを基本とし、目標や具体策に基づき、介護予防サービス計画等を作成します。委託した場合においても実施状況及び介護予防サービス計画等の確認等を行い、継続的・包括的に必要な支援が受けられるようにします。

## 7. 秘密の保持

担当職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく使用しません。この守秘義務は契約終了後及び退職後も同様です。

事業者はご利用者及びそのご家族に関する個人情報について、サービスを円滑に提供するために実施される指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、サービス担当者会議等において必要な場合、ご利用者及びご家族の同意をいただいたうえで、必要最小限の範囲内で使用します。ただし提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

## 8. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、ご利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに世田谷区、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、介護予防支援等の提供にあたり、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 9. サービス内容に関する苦情

当事業所、当事業者、その他、区や東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に設置された苦情相談窓口にご相談ください。

苦情相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	事業所の苦情相談対応窓口	名称	上北沢あんしんすこやかセンター
		連絡先	TEL 03-3306-1511 FAX 03-3329-1005
		対応時間	8:30~17:00（日祝休日・年末年始を除く）
	区の苦情相談対応窓口	名称	世田谷区 烏山総合支所保健福祉課 地域支援担当
		連絡先	TEL: 03-3326-6136
		名称	東京都国民健康保険団体連合会
国保連の苦情相談対応窓口	連絡先	TEL: 03-6238-0177	

また、当事業者がお客様からの苦情を公平かつ客観的に審査し、的確に処理するため、下記のとおり苦情審査委員会を設置しております。理事会の委任を受けた機関であり、事務局は「統括管理本部法人統括管理室」に置かれています。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団苦情審査委員会

電話番号 03-5450-8223 FAX 03-3306-1222

## 10. 虐待防止・身体拘束等

利用者の人権擁護、虐待の防止・身体拘束等の適正化等の為、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施するための措置を講じます。虐待の発生又はその再発を防止・身体拘束等を適正化するため、以下の処置を講じます。

- (1) 虐待の防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を設置します。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

## 11. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

